

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月23日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 20 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置(H)トラベリングスクリーン駆動チェーン伸び測定値に判定値外れが認められたため、当該駆動チェーンを交換。	D	
2	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置(H)レーキ付バースクリーン及びトラベリングスクリーンローラーブッシュの一部に磨耗が認められたため、当該ローラーを交換。	D	
3	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置(H)トラベリングスクリーンのガイドレール磨耗が認められたため、当該ガイドレールを交換。	D	
4	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置(H)トラベリングスクリーンハウジング天板及び本体フレーム取付けボルトに腐食が認められたため、当該腐食部を補修及び本体フレームを交換。	D	
5	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置スクリーン洗浄水配管内面のライニングに剥離及び差圧計取付フランジ部に腐食が認められたため、当該配管を交換。	D	
6	2号機	所内電源設備480Vモーターコントロールセンター1SA-4(ユニット4D、6E、10F、11F)の動作確認試験時、配線用しゃ断器(MCCB)に不良(トリップ位置からリセット位置への操作不能)が認められたため、当該ユニットを交換。	D	
7	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)伝熱管の渦流探傷検査において、伝熱管2本に漏えいが認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	H20年10月17日 No.1関連不適合
8	2号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置点検時、鉄イオン供給ポンプストレナ入口手動弁を全閉操作できないことが確認されたため、当該弁を補修。	D	
9	2号機	原子炉補機冷却系一次熱交換器(A)2次ドレン弁(スチームドレン側)の弁銘板に誤記が認められたため、当該銘板を訂正。	D	
10	3号機	タービン主蒸気管ヘッダスチームトラップ点検時、トラップ内フロート押さえ金具(スナップリング)にひびが認められたため、当該スナップリングを交換。	D	
11	3号機	主変圧器ヤード点検用マンホール内昇降梯子に腐食が認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	タービン排気エアフィルター室内の天井付逆流防止ダンパーウェイト取付け用アーム1本にウェイトの脱落(2個)が認められたため、当該部を補修。	D	
13	3号機	残留熱除去機器冷却系熱交換器(A)の伝熱管渦流探傷検査において、伝熱管9本の残存肉厚に判定値外れ認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
14	3号機	主発電機界磁遮断機点検時、主回路機構部一部のグリースに変色が認められたため、当該機構部を修理。	D	
15	3号機	主復水器(B)出口空気抽出弁(電動駆動)閉操作において、弁の動作不良(開度95%でトルク停止)が認められたため、当該弁を点検。	D	
16	3号機	復水浄化ポンプ(C)用電動機上部温度検出ケーブルの導通試験において、断線が認められたため、当該検出ケーブルを交換。	D	
17	3号機	タービン主蒸気管ヘッダスチームトラップ点検時、同トラップより水の漏えい(堰内に約2リットル、放射エネルギー:約 $4.4 \times 10^3$ Bq)が認められたため、当該漏えい水を除去・除染、及び対応検討。	D	
18	4号機	タービン排気ファン室空調機用電動機点検において、反負荷側軸受ケース及び軸受けに摩耗が認められたため、当該部を補修。	D	
19	1.2号廃棄物処理設備	直流125V充電器盤取替に伴い、直流125V廃棄物処理分電盤(A)を仮設整流器盤に切替えたところ、高電導度廃液系収集ポンプA、D工程異常により停止及び接地警報が発生したため、対応検討。	D	
20	その他	低レベル放射性廃棄物用ドラム缶の外観確認時、ドラム缶蓋の止め具(バンド)に僅かに緩みが認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353